

# 第4期札幌市子どもの権利委員会 第4回委員会

## 会 議 録

日 時：平成29年10月3日（火）午後4時30分開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 2・3号会議室

## 1. 開 会

○千葉委員長 2分近く遅れてしまいましたが、ただ今から、第4期札幌市子どもの権利委員会第4回委員会を開催いたします。

それではまず、事務局から連絡事項などがありましたらお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の渡辺でございます。

本日は、委員の皆様のうち、A委員から欠席される旨の連絡を受けております。また、B委員が多少遅れてくるようでございます。

なお、委員の皆様におかれましては、発言をされる際にマイクをお持ちいただくようお願いをいたします。

続きまして、民生委員児童委員協議会からご就任いただいておりますC敦委員は、本日が初回の出席でございますので、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○C委員 札幌市の主任児童委員連絡会を代表して就任いたしましたCと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

なお、お手元の委員名簿につきましては、その他に変更等がございましたら、随時、事務局までご連絡をお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 続きまして、有塚子ども育成部長からご挨拶を申し上げます。

○有塚子ども育成部長 皆様、こんばんは。

子ども未来局子ども育成部長の有塚でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、今日は気温が大分下がっているお寒い中を、本日の子どもの権利委員会にご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、皆様方には日頃から、本市の子どもの権利に関する推進のお力添えをいただいておりますことにこの場をおかりしまして、心より御礼を申し上げます。

さて、本日の議題でございますけれども、次第にありますとおり、(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画につきまして、これまで市民アンケートなどの実態調査を実施するなど、策定に向けて取り組んできたところでございます。

本日の会議では、この実態調査の結果をご報告させていただきまして、また、その実態調査から確認された課題等につきまして、本市の取組方向性、施策体系を整理したものなど、計画素案の概要についてご説明させていただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、様々なご意見等を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りしたものとしまして、本日の次第、座席表、委員名簿、資料1として、実

態調査の実施結果、資料2として、実態調査の実施結果の概要版、資料3として、(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画(素案概要)、資料4として、別紙の実態調査結果の概要がございます。

資料の中で不足等のある方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

事務局からは以上でございます。

○千葉委員長 連絡等をありがとうございます。

## 2. 議 事

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画についてであります。

この点につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) それではまず、(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画策定に係る実態調査の実施結果について、資料2の概要版に沿ってご説明いたします。

子どもの貧困対策を検討する上で、市民アンケート調査、支援者ヒアリング、座談会の3つの方法から成る実態調査を行いました。

まず、1の市民アンケート調査は、昨年10月から11月にかけて実施し、今年6月に調査項目の全体を実施結果として公表いたしました。配布数は1万6,326件、回収数は9,010件、回収率は55.2%となっております。

市民アンケートの主な結果について、回答のあった世帯全体と、そのうち市民税非課税世帯の結果を対比して掲載しております。

左上の家計の状況では、ぎりぎり、または赤字と回答した割合がアンケート全体でも約63%見られ、非課税世帯では約82%と大変厳しい状況が確認されております。

その右側の保護者の健康状態等について、健康と回答した割合が非課税世帯で低くなっています。

続いて、真ん中の段の左側ですが、子どもにどの段階まで教育を受けさせたいかという問いに対して、非課税世帯では高校までと回答した割合が高く、大学またはそれ以上と回答した割合が低くなっております。

右下ですが、区役所などの相談の窓口の認知度につきましては、非課税世帯の方が知らないという割合が高くなっており、支援を必要とする世帯がかえってその情報を得られていない傾向が見てとれます。

次に、裏に参りまして、2の支援者ヒアリングの主な実施結果をご説明いたします。

子どもの成長・発達の各段階において、関わりの深い26の支援機関、団体に実施いたしました。

まず、①の保護者が抱える課題等では、行政や民間の支援策について知らない、知っていてもつながりたがらないという話がありました。次の、②の子どもが抱える課題等では、基本的な生活習慣が身につけていないということ、それから、③の世帯が抱える課題等で

は、困難な状況が親から子どもに引き継がれるなどの回答がありました。さらに、④の支援に当たっての課題等では、支援が必要な世帯に情報が届かない、また、⑤の今後必要となる支援では、家庭や学校以外の子どもの居場所が必要などが挙げられていました。

次に、3の座談会です。

生活保護の受給や奨学金の受給を経験した若者、さらに、D委員のご協力をいただきまして、児童養護施設に入所している高校生からもお話を伺うことができ、計4回の座談会を実施いたしました。

今後の方向性として、居場所があり、そこで人とつながり、必要な情報が得られる体制、それから、子どもの貧困はお金だけでは解決できないという大きく2点が示されたところ です。

以上が実態調査の概要となります。

なお、実施結果の全体を資料1として添付しておりますので、後程、ご参照いただければと思います。

実態調査を通じて様々な課題や今後必要となる支援など、貴重なご意見を伺うことができました。これらを踏まえた課題や今後の取組の方向性などにつきましては、次の素案概要でご説明をいたします。

続きまして、資料3の(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画(素案概要)をごらんください。

まず、1の計画の策定についてです。

国の法律及び大綱の趣旨を踏まえ、札幌市の状況に応じた施策の1つとして、子ども等の貧困対策の観点から、必要な施策を取りまとめた実施計画として策定をするものです。

札幌市の特徴として、子どもの権利条例を制定して、なおかつ子どもの貧困対策計画を単独の計画として策定しておりまして、これは、政令市の中で唯一札幌市となっております。計画の策定に当たっては、この子どもの権利条例の趣旨も踏まえて策定してまいります。また、計画の期間については、平成30年度から34年度までの5年間と考えております。

次に、2の本市の現状では、主な実態調査結果を掲載しております。

なお、実態調査を整理した結果を資料4としてお配りしておりますので、こちらも後程ご確認いただきたいと思います。

右上の3にまいります。実態調査を受けて、まず、計画の基本理念、それから、子どもの貧困の捉え方、また、計画の対象、さらに取組の視点として四つに整理いたしました。

まず、基本理念ですが、「全ての子どもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく豊かに成長・発達していく権利が認められている。札幌市は、子どもの視点に立って、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができるまちを目指して、最前の努力をする」としてあります。

次に、「子どもの貧困」の捉え方ですが、この計画では、「子どもの貧困」を「お金が

ないという経済的な側面にとどまらず、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境、子どもが学び成長するために必要な参加・経験の機会への様々な不利・制約・困難と結びつき、子どものこれからの成長や将来的な自立にも影響を与えるもの」としております。

また、計画の対象として、「貧困に起因する困難を抱えている、あるいは将来その恐れのある子ども・若者とその家族」としております。

なお、ここでの「子ども・若者」は、生まれる前の妊娠期から社会的自立へ移行する年齢層として、概ね20歳代前半までの年齢としています。

次に、取組の視点ですが、これを3点設定いたしました。

まず、視点1として、困難を抱える子ども・世帯が必要な支援につながるための連携や相談体制の充実を図ること、視点2として、現に困難を抱える子ども世帯はもとより、将来の困難を予防する観点も取り入れ、切れ目のない支援を実施すること、視点3として、特に配慮を要する子ども世帯へのきめ細かな支援を実施することとしています。

次に、4の施策の体系についてですが、実態調査から確認された課題に基づき次のように整理しました。

まず、基本施策1は、困難を抱える子ども・世帯を各種の支援事業施策につなげるための取組となり、子どもの貧困対策を進める上で、特に重要な取組になるものと考えております。

基本施策2から4では、子どもの貧困対策に資する事業への取組を展開いたします。

また、基本施策5では、社会的養護を必要とする子どもなど、特に配慮を要する子ども世帯を支える取組で1つの整理といたしました。

最後に、5の計画の推進ですが、まず、取組1として計画を推進するために指標の設定すること、次に、取組2として取組の普及啓発を推進図すること、それから、取組3として第三者による定期的な検証を行うこと、さらに、取組4として子どもの貧困に関わる情報の収集による実態把握をするということで、4点の実施に努めてまいります。

続いて、素案概要の2枚目をごらんください。

こちらは、実態調査結果から確認された困難を抱えている子ども、世帯の状況・課題と支援の方向性、そして、具体的な施策について整理したものです、

一番左側が、実態調査の結果を受けた困難を抱えている子ども、世帯の状況・課題ですが、7つに整理いたしました。

それらの状況・課題から導かれる支援の方向性を右側に、また、さらにそこから、施策と主な取組につなげております。

まず、1つ目の課題は、相談・支援についてです。

こちらについては、相談する人がいなかったり、支援制度を知らないなどの社会的孤立の傾向にあること、困難を抱えている世帯の把握が難しくなっていること、相談窓口への行きづらさなどが課題としてあります。

このため、支援の方向性を、子ども・家庭と関わる様々な関係者が気づき、働きかける

体制の充実、情報を届けるための工夫、地域や関係団体などとの連携としまして、基本施策1を、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進といたしました。

こちらの施策は2つに分けており、施策1-1では、妊娠期から子育て期にかけての相談支援の取組や学校における相談支援などの取組を掲載します。

また、施策1-2では、要保護児童対策地域協議会などとの連携に加えて、子ども世帯と関わる関係者に子どもの貧困対策への理解を深めていただくための研修の実施などの取組を掲載します。

2つ目の課題は、子育てについてです。

実態調査から核家族化の進展による保護者の負担増や孤立化の傾向などが見られました。このため、支援の方向性を、産前・産後を通じた子ども、保護者への包括的な支援や安心して子どもを預け、働ける環境の整備としております。

3つ目の課題は、子どもの学びについてです。

授業以外では全く学習しないなど、学習環境が未定着であったり、授業への理解度にも差がある傾向が確認されました。

このため、支援の方向性を、学習意欲の向上にも寄与する様々な学習機会の提供や安心して教育を受けられる環境の整備としております。

4つ目の課題は、居場所と体験についてです。

子どもの社会性や生活習慣の定着に向けた学校や家庭以外でモデルとなる大人と関わることのできる機会の重要性などが課題として挙げられています。

このため、取組の方向性を、学校や家庭以外の居場所づくりの促進や多様な学び、交流活動への支援としております。

以上の課題2から4を受けまして、基本施策2を子どもの育ちと学びを支える取組の推進としました。

こちらは3つの施策に分けており、施策2-1は、課題2に対応するもので、各種の健診事業や子どもの医療費助成、保育サービスなどの取組を掲載します。

施策2-2は、課題3に対応するもので、各種学習支援の取組や就学援助、奨学金などの経済的支援の取組などを掲載します。

施策2-3は、課題4に対応するもので、子どもの居場所づくりの推進に向けた取組などを掲載します。

次に、5つ目の課題は、若者の社会的自立についてです。

世帯状況により進学への意識に差が見られること、人や情報とつながることができる居場所などが課題として挙げられています。

このため、支援の方向性として、就学や就労の希望を実現するための支援や社会的自立に向けた支援の充実としており、基本施策3を、困難を抱える若者を支える取組の推進といたしました。

施策3-1では、中学校の卒業以後の進路支援や就職支援などの取組を掲載します。

6つ目の課題は、保護者や家庭の生活基盤の確保についてです。

教育資金の準備状況に差が生じているなど、世帯の経済状況が子どもに影響を与えているということが挙げられています。

このため、支援の方向性を、保護者への就労支援や各種手当の給付などとしており、基本施策4を保護者の就労や生活基盤の確保といたしました。

こちらは、2つの施策に分けておまして、まず、施策4-1では、生活困窮者やひとり親、子育て女性への就労支援などを掲載します。

また、施策4-2では、児童手当、児童扶養手当などの手当給付や市営住宅への優先入居などを掲載いたします。

7つ目の課題は、特に配慮を要する世帯への支援についてです。

社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、生活保護受給世帯は、様々な困難を抱えやすい傾向にあることが課題として挙げられます。

国の大綱でも、これらの子どもを、支援を要する緊急度の高い子どもとして優先的に施策を講じるよう配慮する必要があるとしており、支援の方向性をこれらの子ども世帯への生活状況等に応じたきめ細かい支援の実施として、基本施策5を特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進といたしました。

なお、こちらは3つの施策に分けております。

施策5-1では、児童相談体制の強化などの取組を掲載いたします。

施策5-2では、ひとり親家庭への就業機会の創出や家庭生活の支援などの取組を掲載します。

施策5-3では、生活困窮者への自立支援や被保護者への就労支援などを掲載します。

以上が子どもの貧困対策計画の素案概要となりますが、この素案概要は、今の段階でまとめた骨子に相当するものとなりますので、取組を項目のみの記載としております。今後、計画を取りまとめていく中で、具体的な取組について掲載をまいります。

最後に、9月1日に同じ案件で開催した子ども・子育て会議児童福祉部会における主なご意見等をご紹介します。

子どもの権利条例との違いをどう見せていくのか、似たような施策をたくさん打つのではなく、最終的にのれんは違うが中身が一緒となつてはいけない、また、その意味では、計画の目玉があればよい。次の意見として、札幌市として重点的に整備すべきことの1つがスクールソーシャルワーカーの配置だと思う。地域の担当として、地域の社会資源を整備していく、地域で色々な相談機関が結びついていく中の一環として位置づけていくことが重要である。もう1つの意見としては、ターゲットを絞った施策もあると思うが、全員が利用できるものが基本だと思う。さらには、色々な施策そのものを利用しやすい、届きやすいという観点から見直すのが今の子ども、家庭への施策だと思う。他の意見では、施策をつなげていって見直していく中で、メニューに書いたら余り変わりはないけれども、

やり方を工夫して改善していければということだと思ふという意見がありました。

さらには、子どもの権利条例と今回の貧困対策では、同じような議論がされているように思う、そうしてでき上がってきたものが、何となく似たようなものになってはいけない、貧困対策でどういう視点で何に取り組んでいくのか、もっと明確に表示してもらう方が進めやすい。あるいは、表記されている内容が似たようになって中身の取組が違うことも再度明確にし、これから何年間か取り組んでいく中で、この2つが両輪的にしっかりと機能しながら制度として整っていくと、子どもたちの未来に向けても希望が持てると思う。あるいは、新規事業も大事だが、今あるものをどういう観点で見直していくのか、あるいはつないでいくのかということが大事だと思う。他でやっているから、貧困計画では載せないとなると、殆ど残らない、子どもの貧困対策計画で実施する意味は、色々なところで実施しているものをもう一度貧困対策の観点からきちんと見直して、つないでいくという実行体制をつくることだと思う。札幌市の実施体制をどう考えるのかがとても大きいと思ふというような意見をいただきました。

私からの説明は以上です。

ご審議の程をよろしくお願いいたします。

○千葉委員長 説明、ありがとうございます。

ただ今の説明を参考にしながら、これから意見交換をしていきたいと思ひます。

質問も含めまして、ご意見がある方はお願いいたします。

なお、本日は18時頃を議論の終わりの時刻といたします。

それでは、意見等をお願いします。

最初に、C委員からお願いします。

○C委員 札幌市の主任児童委員連絡会のCでございます。

今、ご説明をいただいたものと事前配付された資料を見させていただきました。その中で、まず調査のことについて1つご質問させていただきます。

資料4の19ページに、社会的孤立の状況について載っています。

貧困の問題をどう捉えていくかということを考えてときに、スクールソーシャルワーカーを増やせばよいとか、スクールカウンセラーをもっと拡充して手厚い支援をしていけばよいのではないかということが出てきます。色々な制度や施策が出てくるのですが、結局、幾らいいものをつくっても、そこから必ずこぼれ落ちるものがあるという認識を持っていく必要があるのではないかと思います。

そういうことを考えていくと、結果的に、計画を立てたり、制度や施策の作成というのは、札幌市としてどういうコミュニティーをつくっていくのか、それは地域づくりということになっていくと思ひます。

そこを考えていくときに、厚生労働省の社会・援護局でも社会的孤立は重点項目になっているはずで、そういう意味で、そのコミュニティーをどのようにつくっていくかというときに、このアンケート調査結果の中で、近隣の人というのは割合的に極端に低い訳で



す。

この部分については、ヒアリング調査や4回の座談会なども行っている訳ですが、この辺りのことについて具体的にどのような意見が出されたのか、もしありましたら、まず、1点目としてご質問させていただきます。

それから、2点目は、(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画の素案についてですが、先程の渡辺課長からの説明の中で、この対象年齢が20歳前半までを視野に入れているという説明をされていたのですが、素案の中にも、例えば施策1-2を見ていただきますと、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会などとの連携ということで、協議会とも連携するということが明記されています。この協議会そのものは、2009年に子ども・若者育成支援推進法という法律が議員立法で内閣府からできてきたものですが、その法律の中で、若者支援というのは、39歳までを対象とするというような枠組になっています。

そうすると、この素案に出てくる20歳代前半までという対象の説明と、このさっぽろ子ども・若者支援地域協議会で提唱している39歳までの枠組というものがどう兼ね合ってくるのかということについて、この計画の素案の中での質問とさせていただきます。

以上の2点についてお願いいたします。

○千葉委員長 ただ今2点の質問がありましたが、事務局からお答えをお願いします。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 1点目の質問につきましては、今、持ち合わせている資料がありませんので、実態調査、特に座談会の資料を確認してから、皆さんにお知らせしたいと思います。

それから、対象年齢についてでございますけれども、(仮称)札幌市子どもの貧困対策計画ということで策定しますが、内閣府が中心になって行っている子どもの貧困対策の推進に関する法律、それから、子どもの貧困対策に関する大綱で示されているのは、概ね18歳未満を対象としてうたわれております。18歳未満となっておりますが、札幌市では、18歳で切るのではなく、18歳を超えた若者も社会的自立に向けて支援をしていく必要があるだろうということで、概ね20歳代前半までということで、貧困対策計画としてそのように整理をさせていただいております。

今、ご指摘いただいたとおり、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会は39歳までを対象としておりまして、若者支援の施策もこの計画に乗ってまいりますので、その部分では39歳までも対象となると考えていただければと思います。

○C委員 わかりました。

○千葉委員長 それでは、他の方からご意見などがありましたらお願いします。

○E委員 資料3の素案概要のところです。

課題1で相談支援とありますが、相談窓口というのは支援につながる第一歩ともなり得るもので、とても重要なものだと思いますが、その相談窓口の行きづらさや、資料にもありました健診の呼びかけにも応じないなど、支援を知っていてもつながりたがらないご家庭があるということで、私も結構思い当たることがありました。

まだ育児になれていないころに、保健センターの心理相談を利用したことがあるのですが、結論から言うと役に立ちません。

その相談の中で、育児休業をどのくらいとるつもりなのかとか、個人的なことを根掘り葉掘り聞かれて、とにかくお母さんは子どもが3歳になるまで家にいてあげた方がいいとか、子どもを産むことは環境に優しいことなので、次の赤ちゃんも頑張るとか、こちらの相談とは関係ないことを一方的にまくし立てている感じがして、うんざりしてしまいました。それ以降、私は保健センターとは距離を置くようになりました。

周りのお母さんたちの話からも、保健センターだけではなくて、児童相談所もそうなのですけれども、役に立たないという意見は結構多いのです。役に立たないだけではなくて、一方的な指導をされたり、子どもを侮辱することを言われて育児ノイローゼになってしまったと言っているお母さんも結構います。

私も含めてそれ程何か困っている訳でもなくて、気軽に相談した人がそういう調子なので、本当に困窮している親子はどれだけひどいことを言われているのだろうかと思ってしまう。

ですから、各事業所が行う相談業務の質そのものを評価して、改善できる仕組みが必要ではないかと思いました。

○千葉委員長 ありがとうございます。

今のお話は、自分が思っていることや感じていることを披露していただいたんですね。特に事務局に対する質問はありませんか。

○E委員 ありません。

○千葉委員長 それでは、F委員をお願いします。

○F委員 Fです。

今、貧困対策計画の素案概要を見ているのですが、教育委員会と保健福祉局の関連が非常に多いように思います。この辺の整合性といいますか、打ち合わせというようなことはしているのか、質問いたします。

○千葉委員長 今の質問について、事務局からお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの貧困対策に資する施策ということで、子ども未来局だけではなくて、教育委員会、保健福祉局で行っている施策、また行おうとしている施策も当然関連してきます。ですので、市役所の中で関連部局に入っていて、計画について検討していくという会議がありますので、そういう場を通じて連携を図って計画を策定していくこととしております。

○千葉委員長 よろしいですか。

○F委員 付け加えたいのですが、これは、不登校の児童生徒への取組や施策など非常に細かく盛り込まれています。貧困と言いましても、親の貧困が子どもに伝わる連鎖があるということがここにも書いてありますが、根本的な対策も必要かと私は考えるのですが、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

○千葉委員長 今の質問について、事務局からお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの貧困については、親の貧困と当然つながると思います。

そこで、資料3の2枚目ですが、基本施策4に、保護者の就労や生活基盤の確保ということで項目を1つ設けております。この中で、生活困窮の方の就労支援やひとり親家庭の親への就労支援などを計画の中に具体的に盛り込みたいと考えております。

○千葉委員長 他の委員からご意見はありませんか。

○B委員 素案概要の2ページ目の課題1ですが、「相談窓口への行きづらさやハードルの高さを感じて相談に行くことができない事例の存在」とありますが、私も相談窓口に行くのはハードルが高いと思います。

例えば、子どもアシストセンターなどのカードのように、どのようなことを相談したらいいかということが書いてある方が、自分も相談しやすくなるのではないかと思います。

○千葉委員長 ありがとうございます。

今、自分はこう思うということで、積極的にご発言いただきました。その点について、何か事務局からありますか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 相談窓口というのはたくさんありますので、どこに相談に行ったらいいかわからないということもあると思います。そういうことをどうやってお知らせしていけばいいのかということも考えて、今いただいた意見を参考にして、伝わりやすさというものも計画の中に盛り込んでいきたいと思います。

○千葉委員長 他にいかがでしょうか。

○G委員 Gです。お願いします。

資料3の1ページ目の大学まで進学したいと回答した子どもの割合についてです

私個人の意見ですが、大学に行くことは、大人になったときにすごく大事なことだと思うのですが、非課税世帯やひとり親世帯の進学率が低くなっているのはまずいことだと思います。それについての具体的な対策は何かあるのですか。

○千葉委員長 事務局からお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 今、札幌市の教育委員会では、奨学金という制度が既にありますが、今後、それをどうしていったらいいのかということを検討する必要があると思います。

また、貸付制度もありますので、母子世帯など、経済的援助を必要とする方にお伝えしていくことも必要になってくると思います。そういうことも含めて、こういう制度があるのだけれども、よくわからないという方に伝えていくということも計画の中に盛り込んでいきたいと思います。

○千葉委員長 G委員、今の説明について、もう少し言いたいことはありませんか。

○G委員 とりあえずは大丈夫です。

○千葉委員長 それでは、その他にありましたら、どんどん出していただきたいと思います。

す。

H委員は、何か考えていることが結構あるのではないかとと思いますが、いかがですか。

○H委員 弁護士会から参りましたHでございます。

発言させていただく前にお伝えしたいのですが、今日の会議は1時間程度というご案内を頂戴していたものですから、その後の予定を入れてしまいまして、17時35分頃に退席させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

私は、この中身を拝見させていただいて、この素案あるいは計画の概要について、いわば一般論、抽象論として、この点はどうかという意見を積極的に申し上げるようなことは、特段、思いつきませんでした。

ただ、今程にご意見が色々とありましたように、この施策をどうやって現実化して、皆さんの生の声を拾い上げていくのかという実際の運用については、きめ細かくやっていただきたいと思っておりますが、これは要望になると思っております。

もう一点は、計画に入れてくださいという趣旨ではないのですが、弁護士会から来ている人間として若干の発言をすれば、この施策を実現していく中で、法的な観点とが色々な場面や分野で問題になってくることがあるかと思っております。

これは要望ですが、その際、我々といたしましては、法的な問題点にコミットしてまいりたいと思っておりますので、ぜひ弁護士会にお声かけをいただいて、使っていただきたいと思っております。

このような場で、個別のお話は余りしない方がいいのではと迷いながらお話をしているのですが、例えば、児童福祉法が改正されて、児童相談所に弁護士を配置せよということで法整備がなされました。我々札幌弁護士会の子どもの権利委員会では、子どもの権利問題について関心と知識を有している我々を配置していただけないかというお願いに上がった経緯がございます。

そして、北海道中央児童相談所から弁護士会の方に派遣要請といいますが、人選の要請をいただきまして、今、札幌にある北海道中央児童相談所に2名の弁護士が行っておりますし、岩見沢、室蘭にも弁護士会から選任した弁護士が行っております。

もちろん、個別の守秘義務の問題がありますので、事案そのものについて関わっていくのは難しいとは思いますが、弁護士会の子どもの権利委員会がバックアップしながらサポートしていく体制でフォローしていこうと考えているところです。

札幌市の児童相談所からは、そういう弁護士会に対するオファーはありません。現に、今、札幌市児童相談所に関わっておられる弁護士は、多分、立派な方で、知識や経験もお持ちであり、その点は異論を述べるような立場でもありませんし、そういう場でもないと思っております。

私どもとしましては、会として色々な知識やノウハウを持っているところもございまして、今の児童相談所の問題のみならず、弁護士会を使うのだという文化を札幌市の中に根づかせていただけると、我々としても一生懸命取り組める場ができると思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○千葉委員長 ありがとうございます。

H委員は、17時30分以降については既に予定があるということですが、この問題について1時間足らずで話し合うのは時間が短か過ぎると思いますので、せめて30分は延ばしたいということで、先程18時までと言いました。

H委員を除いて、他の方は18時頃まで付き合ってくださいますか。

(「はい」と発言する者あり)

○千葉委員長 すみませんが、よろしく願いいたします。

それでは、H委員には、お時間までよろしく願いいたします。

それでは、さらにご意見を伺いたいと思いますが、質問でも結構ですので、どんどん出していただきたいと思います。

○千葉委員長 D委員、いかがですか。

○D委員 実際に、貧困の子どもを預かっている施設としては、1日も早くあったらいいと思うのですが、現実的に、今、児童養護施設にいる子どもたちは、特別支援の子どもたちが非常に多く、その子どもたちが高等養護学校へ行くわけですが、そして、その子どもたちが社会に出ると障がい者枠の中で働くので、賃金がどうしても安くなってしまって、その子どもたちが家庭を持つと、その低い賃金の中でまた家族が増えていきます。そして、そういう生活になると、また、悪循環で、また、児童養護施設に子どもが入ってくるというように、親子が続けて入ってきている事例があります。

現場としては、それが貧困の連鎖だなと感じていて、今、現実にいる子ども中で、去年は大学に行けなかったのが、来春に何とか行きたいという子どもがいるのですが、その子を予備校に出してやることができないのです。

その子は、何とか貧困から抜けたい、抜けるために私は大学に行かなければいけないのだと言っています。そして、児童養護施設には措置延長という制度がありまして、学校に通っていれば22歳まで延長がかけられるようになったのですが、学校に行っていなければかけられないのです。

でも、今、児童養護施設では、その子は学校に行っていないのですが、自立の目処が立っていないので、置いているのです。それから、今、浪人している子どもたちというのは、普通に予備校などに行って勉強していると思うのですが、その子には、残念ながらそういう機会を与えてあげられないので、ボランティアを用意して、週に1回勉強を見てもらっています。私たちには、そういう手だてしかなく、それが悩みの1つとしてあります。それから、高等養護学校を出た子たちの賃金がもう少し上がらないかというのも悩みの1つです。結局は、また同じような家族連鎖が起きてしまうというところがありまして、その子たちのアフターフォローをどうしようと思いつつながらこれを見ていて、どこの部分でそれをやって、子どもたちが将来親になったときにその連鎖がないような生活ができたらいいなということを現場の人間として思いつつながら聞いていました。

意見にも何もなっていないのですが、貧困の実態は本当にそんな状況ですので、そういう感想を持っています。

施設に来られたらいいという子もショートステイでお預かりしているので、みんながみんな相談に行っていないという訳では決してないのかもしれませんが、難しい問題で、現場でも頑張っ解決しようと一口では言えない感じがします。

○千葉委員長 ありがとうございます。

皆様方、重苦しい雰囲気になってしまいましたけれども、そのくらいの問題です。そういうことも頭の中に置きながら、その他の委員からもご意見を伺いたいと思います。

この問題に関して、I委員はいかがでしょうか。

○I委員 Iです。よろしく願いいたします。

資料3の2ページ目でございます施策2-2の子どもの学びの支援のところですが、ここで各種学習支援の取組とありますが、これは学校内のことなのでしょうか、学校外のことなのでしょうか。

○千葉委員長 事務局からお答えをお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） これは、学校外でのことになります。

今、札幌市では、学習支援として、1つは生活保護受給者のお子さん、就学援助を受給しているお子さんに対しては、生活困窮者自立支援法という法律の枠組で学習支援を行っています。今、市内で40か所、児童会館や区民センターなどを会場として行っているものです。

2点目は、ひとり親世帯のお子さんに対する学習支援です。これは、各区に1か所ずつで、1か所当たりの定員は15名ほどでございます。

それから、もう1つ、D委員からお話がありましたけれども、児童養護施設に入所しているお子さんに対する学習支援については、児童養護施設を訪問して行っているというのがございます。

○D委員 ありがとうございます。

もう1つあるのですが、この仮称)札幌市子どもの貧困対策計画ですが、周りのお母さんに、内容は言っていないのですけれども、子どもの貧困について何か気付いたことがありますか、どう思いますかと聞いたら、それは経済的なことですかと言われるのです。

素案概要を見ると、それだけではなく、色々なことが書いてあるので、要望として、すぐ下に、副題としてではなく、お金のことだけではないということをもう少しわかりやすく書いていただきたいと思います。

以上です。

○千葉委員長 ありがとうございます。

事務局は、今の要望を参考にさせていただきたいと思います。

他にございませんか。

○E委員 先程と同じく資料3の素案概要のところですが、メニューをずっと見ていまし

ても、施策1から施策5までありますけれども、子どもの貧困そのものの削減を目指しているという訳でもなくて、就学支援や就労支援、それから、子どもの学びの支援ということで、貧困の状況にある親子に今まで以上の努力を求めることで、その格差をましにしようくらいのものに思えるのです。

特に経済的な支援なのですけれども、金銭給付などがありまして、それは重要なものだと思いますのですが、これまでの子育てに係る費用の経緯を見ても、出産補助が増額になった年は、札幌市内でも多くの産院で出産費用が値上げされて、健診費も値上げされて、自己負担額そのものは変わらなかったということがあります。

高校の授業料が無償になったと思ったら、高等教育にかかる費用や大学とか専門学校への費用も値上げになってしまいました。また、高校の修学旅行費や学校の教材費、それから、給食費など今まで色々なものが値上げになってしまい、実質的に負担の軽減になったのかという実感があります。

それで、経済的な支援というところでは、金銭給付だけではなく、教育費の完全な無償化も視野に入れながら、教育費全体を抑える努力をしていただきたいと思いました。

○千葉委員長 事務局から、その点についてお話しすることはありますか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 教育にかかる費用の無償化というと、なかなか大きなテーマになっておりまして、今、国の方でも教育の無償化という議論も行われております。

自治体が単独でできることは、財政的な制約や国の制度との関係もあって、できるところとできないことがあります。そのため、今の段階では、国の動向を見ながら札幌市として何ができるかを検討していくことになるというところまでしか今は申し上げられないと思います。

○千葉委員長 恐らく、札幌市の努力にどうしても限界が出てくるということだと思います。もっと国を動かすようなこともやっていかなければならないだろうということですね。

E委員、さらに発言したいことがありますね。

○E委員 ご説明をありがとうございます。

財政的な難しさということは、多分おっしゃるだろうと思ひまして、あえて申し上げました。

何か1つでもいいと思うのです。教育費の無料化でも、医療費の無料化でもいいと思うのですが、それをやりつつ、全体として、これ以上教育費が上がらないように抑制していただきたいということを強く申し上げます。多分それをしていかないと、支援の水準を満たさないご家庭もある訳ですから、そこのご家庭にとっては、金銭給付だけでは多分困ることになってくると思うのです。

この施策を見ても、子どもの貧困自体が削減されていくのだろうかとか本当に疑問に思っています。今からこんなことを言うのも何ですが、もし子どもの貧困が少しでも緩和されていくことがこれからあったとするならば、それは市の政策によってではなくて、今

の若者世代、特に収入が不安定であったり、奨学金の返済などに汲々としている若者が子どもを持たないという選択を積極的にしていくことによって、貧困が緩和されていくのかなという気がします。

○千葉委員長 将来が暗くなりますね。そのようにしていかないことが大事なのですね。

他の委員の方はいかがでしょうか。

H委員、もう一言、おっしゃってから行かれますか。

○H委員 今の問題に関連しますけれども、私が常々思うのは、子どもは、皆、未来に希望を持って頑張っていて欲しいということです。進学したい子が誰でも進学できるような環境というのはとても大事で、学びたい子が学べないということは、本当にあってはならないことだと思っております。

私の仕事との関わりで言うと、奨学金については、色々な奨学金がありますので、一概には言えませんが、借りたものを返すのは当たり前ではないかということで、昨今、結構厳しい取り立てがなされるような奨学金もありますので、借りたものを返したいのは誰しも当たり前でしょうけれども、それがなかなかできずに破産に至るということも中にはあります。

ですから、給付型が理想ですが、給付型ではないとしても、免除の要件など実務的な運用の中で、消費者金融ではないので当たり前ですけれども、貸し金の趣旨を踏まえて、免除の要件をある程度整理したり、申請しやすくするというので、今後、色々と工夫できるのではないかと思います。

好きなことを言って先に帰るのは申し訳ないのですが、この辺りで失礼させていただきたいと思います。すみません。

○千葉委員長 また機会があると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、他の委員はいかがですか。

C委員は、いかがですか。

○C委員 私は、できないことまでプランニングするというのは難しいと思っています。どうしても現実的なことで取り組んでいくことにならざるを得ないということがあると思います。

皆さんもご存じのとおり、10月1日から赤い羽根の共同募金が始まっています。日本社会の中では、寄附行為そのものが非常に衰退してきているといえますか、赤い羽根の寄附金はどんどん減っている状況になってきています。

貧困対策や貧困計画などをより機能させるためには、当事者を主体にして考えていくことがとても大事ですが、その範疇に全く入っていない一般市民と言われている人々にも、貧困について理解し、関心を持つ方向に向かってもらうことが大切だと思います。

そして、それをどのように啓発していくのかという部分が機能していかないと、関心のある人だけでやっていくとか、熱意のある人たちだけで奮闘してやっていくという行為だけでは、どこかで燃え尽きてしまったり、限界が生じてくるのではないかと思います。



そこで、私が最初に質問した、どういうコミュニティーをつくっていくのかということがそこに行き着くところで、札幌市として、どういうまちをつくっていくのかということ、市民一人ひとりが意識を持って取り組んでいかなければいけないと思います。

私には関係ないとか、自分のことで手いっぱいできませんと言ってしまえばそこまでですが、お互いに助け合うとか、支え合うとか、分かち合うという考え方がコミュニティーの中で育っていかないと、機能していくのはなかなか難しいのではないかと思います。

ですから、例えば、極端な話ですが、お金がないとか、汲々としているときに、お金を持っている人が支援をするということがあってもいいかもしれません。

就労の関わりについて言えば、障がい者枠で働いている方々は賃金が安いかもしれませんが、特に就労支援の領域では、A型、B型とかありますが、B型は工賃になっているので、賃金はA型よりも格段に安くなってしまいますので、その賃金では当然暮らしていけません。ですから、障害年金や生活保護を受給しなければ生計を維持できないような障がい者の方がたくさんいるという現状がある訳です。ですので、理解のある企業がそういう方々に関心を持っていただいて雇っていただいてもいいのではないかと思います。発達障がいなど色々な特性を持っている人でも、こういう部分は長けているとか、同じ仕事でしたら黙々と働く人がいるのです。

ですから、そういう方をオールラウンドでできるようなところに回すのではなくて、黙々とできるポジションだけに従事させるというような、循環するような社会づくり、地域づくりができないものかと思うのです。そういう働きかけができるかどうかがこの計画の中に求められると思っております。

○千葉委員長 今のC委員の考え方に対する意見でもよろしいですし、それ以外の意見でも構いませんので、他にご発言をお願いいたします。

○F委員 今の意見にも関連しますが、札幌市のまちづくり戦略ビジョンによりますと、共生社会の実現と最初に謳っています。この中で、シニア世代のまちづくり参加ということで、私もシニア世代ですが、クラス会などに行きますと、半分以上は、何かをやる意欲はあるけれども、マッチングがなかなかないようです。

私は、たまたま学校に勤務していたので、現在も小・中学校に行って、子どもたちと明日も明後日もそうですが、子どもたちと直接会って、パートナーとして活動しております。

地域社会の中では、そういうマッチングも次世代を担う子どもたちに将来を支えていただくという立場で必要ではないかと考えます。

○千葉委員長 ありがとうございます。

高校生の方にお聞きしたいと思います、J委員はいかがですか。

○J委員 質問です。

資料3の1枚目、5の計画の推進ですが、取組3のところ、計画の取組状況などについて、有識者会議等における第三者による定期的な検証というのは、アンケート、ヒアリング、座談会のことですか。

○千葉委員長 今の点について、事務局からお答えをお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） この子どもの権利委員会もそうですし、札幌市の子ども・子育て会議という有識者の第三者会議があります。そのような会議の場において、子どもの貧困対策についてどのように取り組んでいるのか、どのような効果があらわれているのかということ報告して、意見をいただいて、次につなげていくということ定期的にやっていきたいということでございます。

○千葉委員長 J委員、よろしいですか。

○J委員 はい。

○千葉委員長 今の質問に対して答えていただいたことに基づいて、さらに何かご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○G委員 私は今、受験生なのですが、私の友達で、ちゃんと目標を持っていて、大学に行きたいと思っている人がいるのですが、9月頃に親が亡くなりまして、生活費を稼ぐために就職しなければいけないという状況が起きました。そういうことがあっていいのかなと思うのですが、どう思いますか。

○千葉委員長 今の質問に対して、事務局のから何か言えることはありますか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 先程もお話ししましたが、奨学金という制度と貸し付け制度を組み合わせることもできます。札幌市の奨学金だけではなくて、民間の奨学金もあります。学校の先生も知っていると思いますので、そういうことを紹介してもらいながら、色々組み合わせると何か資金を調達していただきたいと思います。

○千葉委員長 それでは、さらに他の方にも聞いてみたいと思いますが、K委員はいかがですか。

○K委員 質問は特にないのですが、私も高等教育といいますが、大学で学生を教育しながら、貧困とは常に隣り合わせで向き合っています。

これは感想になるのですが、それをどこから解決したらいいのだろう、私は何ができるのだろうといつも思っているのですが、このような視点や主な取組としてまとめられているのを見て、なるほど、こうやって考えていって1つずつ解決していくのだなと思いました。

そして、今度は、これを誰がどこに取り組めば解決につながるのかということを考えていきたいと思うのです。私で言うと、先程、他の委員の発言にもありましたが、結局、人の幸せは何なのかというところを根底にして、経済的なことだけではなく、幸せになるにはどうすればいいのか。仕事を持つこともそうですし、ここに挙げられていることはみんなそうですけれども、経済的な無償化とか、希望者みんなが大学に行けるといいのだというのは、全然解決にならないと私は現場で思っています。

無償化になると、今の公立高校が義務教育のようになって、今、ぎりぎり維持しているといえますか、高等教育という教育を私たちはできなくなります。色々な対象に色々な教育を求められるようになると、専門教育などが難しくなりますので、求められているこ

とは難しいと思っています。

例えば、北欧のように無償化で勉強できればいいとよく言われるのですが、高い税金を納めているということを皆さんは余り考えられなくて、税金が上がるのは困るけれども、無償化にして欲しいというのが一般的なご意見のようです。

高等教育を受けなくても色々な仕事があると思います。大学生の親御さんは、100人以上の規模で東京に本社がある会社に勤められることが希望とおっしゃるのですが、大学にいなながらそういうことを言うのも何ですけれども、そこだけではないのではないかと思います。

小学校でも、様々な就労とか、様々な魅力ということに取り組んでいますが、その根底の取組も大事ではないかと思います。仕事をするということで、貧困解決というところにすぐには結びつかないのですが、そこで得られる幸せを考えていける人を育てたいと思っています。

一方で、学力の低下とか自尊感情の低下ということも問題になっていますが、学力はどこまで高くなければならないのか、自尊感情は本当に高くなければいけないのか、そういうことから考えて、こういう具体的な取組を考えていかなければならないのではないかと思います。

大学に来たけれども、先程のお話のように、奨学金という借金を背負って卒業するとか、大学に来たけれども、奨学金は親が全部生活費に使っているという例はたくさんあります。高等教育が幸せにつながるということではないと思いますので、もっと幅広い取組で、幅広い選択肢ができるといいのではないかと意見を申し上げます。

○千葉委員長 ありがとうございます。

Ｌ委員、お願いします。

○Ｌ委員 内容がすごく難しく、尻込みしてしまいました。資料3の2枚目ですが、視点2のところライフステージに応じた切れ目のない支援と謳っているのですが、私は、実際に妊娠、出産を経験して、妊娠中や子どもがまだ小さいうちは、母親教室や健診が定期的に行われていましたので、常に相談できる環境がありました。そこに行くとなたかがいてくださって、そこで相談もできるという環境だったのですが、子どもがだんだん成長していくと、それもなくなってしまって、実際に相談窓口に行くのかという、そこまでは至らない小さな出来事が子育てをしているとすごくたくさんあるのです。

ここには切れ目のない支援となっていますが、実際に子育てをしていると、途中で途切れてしまったように感じるのです。各年齢に応じて相談できる環境をつくっていただけたらと思います。

子どもに関して重大なことなどがあると対応してくださると思うのですが、そうではなくて、日々生活していく上での細かい悩みなどを聞いていただける環境があるといいと思います。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 今おっしゃられたことは、乳幼児の段階では、

保健センターで保健師が色々な相談に乗っているというお話だと思います。同じ保健センターの中に、例えば、家庭児童相談室というものがありまして、保健師とは限らないのですが、ある程度成長したお子さんに関しても、幅広く相談を受ける窓口もあります。そういうところを広くお伝えしていくことが必要だと改めて思いました。

○千葉委員長 L委員、よろしいですか。

○L委員 はい。

○千葉委員長 M委員は、小学校の児童を扱っていて、貧困などの問題など色々とお聞きして直接ご存じだと思うのですが、関連で何かご意見などはありますか。

○M委員 (仮称)札幌市子どもの貧困対策計画の素案概要を作成するに当たって、市民アンケートの調査などは膨大な調査になったかと思います。その他にも、支援者へのヒアリングや座談会など3つの方法で実態調査を行って、こういう素案概要をまとめていただいたことは本当にすばらしく、ありがたいことだと思います。

小学校の学校現場で働く私としましては、小学校という学校で働いているがゆえの限界があると思うのですが、これらのことを重く受けとめながらも、前向きにも受けとめて、できるところから頑張っていきたいと思っています。

例えば、資料3の1枚目、3の中の子どもの貧困の捉え方のところですが、「お金がないという経済的な側面」ということになりまして、これは学校現場として限界はありますが、「心身の健康や周囲との人間関係、学習環境、子どもが学び成長するために必要な参加・経験の機会への様々な不利・制約・困難と結びつき、子どものこれからの成長や将来的な自立にも影響を与えるもの」に関しましては、取り組んでいけることがあると思います。そんなところを頑張っていきたいと思っています。

それから、具体的な施策のところを見せていただきました。例えば、基本施策1の課題1の支援の方向性ですが、下の方に、家庭や学校、地域や関係機関・団体と連携した対策の推進とありまして、その右側の施策1-1ですが、学校における相談支援の取組ということで、このようなことにも関わっていけると思います。

また、課題3と4の学びに関わる各種の学習支援ですが、これは学校以外のところということもありましたが、そういう部分と連携を図ることができると思います。

施策2-2ですが、相談支援の取組、今も取り組んでおりますが、不登校児童生徒への取組など、頑張っていけることはあると考えております。

また、その下の居場所づくりでございますが、今年度、札幌市教育委員会が施策を打っているサッポロサタデースクール事業があります。

これは、土曜日の子どもたちの居場所づくりの取組ということで、平成26年度から始めております。札幌市内には小・中学校を合わせて24校ありますが、そのうちの中学校5校と小学校19校で実施されておりまして、成果も少しずつ上がってきているのではないかと思います。

そういう部分での子どもたちの居場所づくりですが、その中には、学習支援がありまし

て、地域や周りの色々な方々が協力して、子どもたちに学習支援をしていくという取組を進めている学校も現実にあります。ですから、やれることからやっていきたいと思っております。

その他の取組として、ここ何年にわたりまして、幼保小中の連携ということで、幼稚園、保育園、小学校、中学校で働いている職員が連携して、子どもたちをよりよく育てていくための取組を進めております。

また、今年度は、札幌市教育委員会から、「さっぽろっ子『学び』のススメ」というリーフレットが発行されました。これは、「子どもはどの子もよさや伸びる可能性をもっており、学校・家庭は子どもを認め、意欲を高めるメッセージを伝え、成長を促すように関わるのが大切である」ということで、子ども観、子どもに対する評価観を学校と家庭が共有して持って頑張っていこうということで取り組んでいます。

その具体的な中身ですが、「まほうのかいわ」という5つ合い言葉があるのですが、それに基づいて学校がそれぞれの家庭と連携して、3つの習慣づくりを身につけるといいますのでございます。

いずれにしても、先程も話しましたように、学校現場として限界はあるのですけれども、前向きに受けとめて、できるところから頑張っけてやっていきたいと思っております。

今日は、本当にありがとうございました。

○千葉委員長 どうもありがとうございます。

それでは、橋本副委員長にお願いいたします。

○橋本副委員長 中学校の現場から、何点かお話をさせていただきます。

中学校に関わることは多々ありましたので、学校の方でも取り組んでいきたいと思っております。

様々な保護者や生徒がいる訳ですが、まず、教育センターに相談をしに行ったところ、待ちの時間が長いとか、児童相談所が満杯状態で一時保護の生徒がすぐに入所できないとか、奨学金に関して言うと、中学3年生が奨学金の申請をしたところ、狭き門でなかなか奨学金を受けられないということがあります。

また、今、学校で体験活動重視ということがある訳ですが、ただではやってもらえないので、その体験活動での要保護生徒を考えたときにどこまでできるかということがあります。

具体的には、今月末に合唱コンクールが行われる学校が多いのですが、学校によっては、コンサートホールKitaraで行ったり、共済ホールで行う学校もありますが、そうすると、1人当たり何百円かの徴収金がある訳です。ですから、子どもたちに良い体験をさせてあげようと思えば、どうしてもお金がかかってしまいます。

この場で、この部分を何とか充実をといたときに、子どもたち全体として考えたときに、ある部分を重視させるとある部分が落ちてしまうということがあります。ですので、全体のバランスを見ながら、どこをどれだけ手厚くするかということが非常に難しいとい

うことをこの施策を見ながら感じました。

部活動に対しても、一生懸命やって練習試合に行けば、当然交通費もかかりますし、全道大会、全国大会に行けば、当然、そこでもお金がかかってしまいます。そういった中で、子どもたちがやりたいことを十分にできるような環境をいかにつくっていくかということは非常に難しいと思いました。

1点、児童相談所に関してですが、この後、児童相談所が第二児童相談所に拡充される見通しがあるのか、ないのか、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○千葉委員長 今、最後に質問が出ましたので、お願いいたします。

○事務局（仲上企画担当係長） 児童相談所の企画担当をしております仲上と申します。

ただ今ご質問がありました第二児童相談所の拡充についてですが、まさしく、今年4月に策定した第2次札幌市児童相談体制強化プランの取組の一環として、平成30年度頃という辺りで、必要性を含めて検討を進めていきます。

ですので、今の段階で確定したことをお伝えできないのですが、引き続き、検討を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○千葉委員長 それでは、ちょうど時間となりましたが、特にこれだけはどうしてもお話ししておきたいということがありましたら、1件だけお受けいたします。いかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○千葉委員長 それでは、事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） その前に、冒頭のC委員から社会的孤立ということのご質問がありましたので、支援者ヒアリングの中にありました保護者の方が抱える課題等についてのお話をご紹介します。

周囲との関わりということで、例えば、コミュニケーションが苦手で、相談したり悩みを話せる相手が限られていたり、周囲に協力を求められる人がいないなどの理由で孤立をしますと、産後うつに陥りやすくなるという意見がありました。

また、困っている人は、その様子を周囲には見せない。ただし、一見、周囲と関わりたくなさそうな雰囲気を出していたとしても、本当は話を聞いて欲しいという場合がある。

さらには、子育ての不安を一人で抱え込むケースが増えているという意見をいただいたところでございます。

それでは、事務局からのご連絡でございます。

次回の委員会につきましては、まだ具体的な日程等は決まっておりません。今後、改めてご都合などを伺った上でご案内をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

### 3. 閉 会

○千葉委員長 それでは、本日の委員会を終了したいと思います。

外は相当寒くなっていると思われますので、寒さ対策をしっかりとってお帰りください。  
本日はありがとうございました。

以 上